

令和５年度第２回 八千代市都市計画審議会 次第

日時：令和５年１１月７日（火）午後２時から

場所：市役所旧館４階 第２委員会室

- １ 開 会
- ２ 委嘱状の交付
- ３ 市長挨拶
- ４ 出席委員の紹介
- ５ 会長及び職務代理者の選出
- ６ 議事録署名人の指名
- ７ 議事

議案第１号

八千代都市計画生産緑地地区の変更について（付議 市決定）

- ８ その他
- ９ 閉会

八千代市都市計画審議会 様

八千代都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項について、
八千代市都市計画審議会条例第 2 条の規定により、別紙のとおり貴審議会に付
議します。

令和 5 年 10 月 6 日

八千代市長 服 部 友 則



理由

当初指定の告示から 30 年経過したもの及び主たる従事者の故障又は死亡に
伴う行為の制限の解除に伴い、生産緑地としての機能が失われたものの廃止及
び一部廃止が生じたことから、八千代都市計画生産緑地地区の変更を行いたい。

【参考】

都市計画法<抜粋>

(市町村の都市計画の決定)

第 19 条 市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものと
する。

(都市計画の変更)

第 21 条

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更について準用す
る。

八千代市都市計画審議会条例<抜粋>

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関
すること。

八千代都市計画生産緑地地区の変更 (八千代市決定)

八千代都市計画生産緑地地区中 6 号吉橋第 4 生産緑地地区他 21 地区を次のとおり変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
6	吉橋第 4 生産緑地地区	約 0.10ha	一部廃止 △約 0.03ha
7	吉橋第 5 生産緑地地区	約 0.09ha	一部廃止 △約 0.04ha
8	吉橋第 6 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.20ha
19	大和田新田第 11 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.27ha
43	大和田新田第 35 生産緑地地区	約 0.10ha	一部廃止 △約 0.03ha
47	大和田新田第 39 生産緑地地区	約 0.39ha	一部廃止 △約 0.56ha
77	萱田第 12 生産緑地地区	約 0.07ha	一部廃止 △約 0.64ha
85	萱田町第 5 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.17ha
87	萱田町第 7 生産緑地地区	約 0.04ha	一部廃止 △約 0.04ha
89	萱田町第 9 生産緑地地区	約 1.40ha	一部廃止 △約 0.21ha
113	上高野第 1 生産緑地地区	約 0.09ha	一部廃止 △約 0.06ha
141	高津第 13 生産緑地地区	約 0.52ha	一部廃止 △約 0.01ha
142	高津第 14 生産緑地地区	約 0.12ha	一部廃止 △約 0.06ha
159	高津第 31 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.15ha
180	大和田第 1 生産緑地地区	約 0.06ha	一部廃止 △約 0.06ha
196	八千代台北第 1 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.07ha
199	八千代台北第 4 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.50ha
218	大和田新田第 60 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.16ha
220	大和田新田第 62 生産緑地地区	約 ー ha	廃 止 △約 0.12ha

2 2 1	大和田新田第 6 3 生産緑地地区	約 — h a	廃 止 △約 0. 0 7 h a
2 3 4	上高野第 1 7 生産緑地地区	約 0. 3 3 h a	一部廃止 △約 0. 0 8 h a
2 3 6	大和田新田第 7 2 生産緑地地区	約 — h a	廃 止 △約 0. 0 4 h a
合 計		約 3. 3 1 h a	廃止 △約 3. 5 7 h a

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

- ・生産緑地法第 1 4 条に基づく行為制限解除に伴う廃止

変 更 の 内 訳 総 括 表

今 回 の 変 更 に 関 す る 区 域					生 産 緑 地 地 区 の 全 体 の 内 訳 表			
地区数	追 加	廃 止 及び 一 部 廃 止	地積更正	面積の増減	変 更 後		変 更 前	
					地 区 数	合 計 面 積	地 区 数	合 計 面 積
22地区	約 ー ha	約3.57ha	約 ー ha	△約3.57ha	158地区	約39.99ha	168地区	約43.56ha

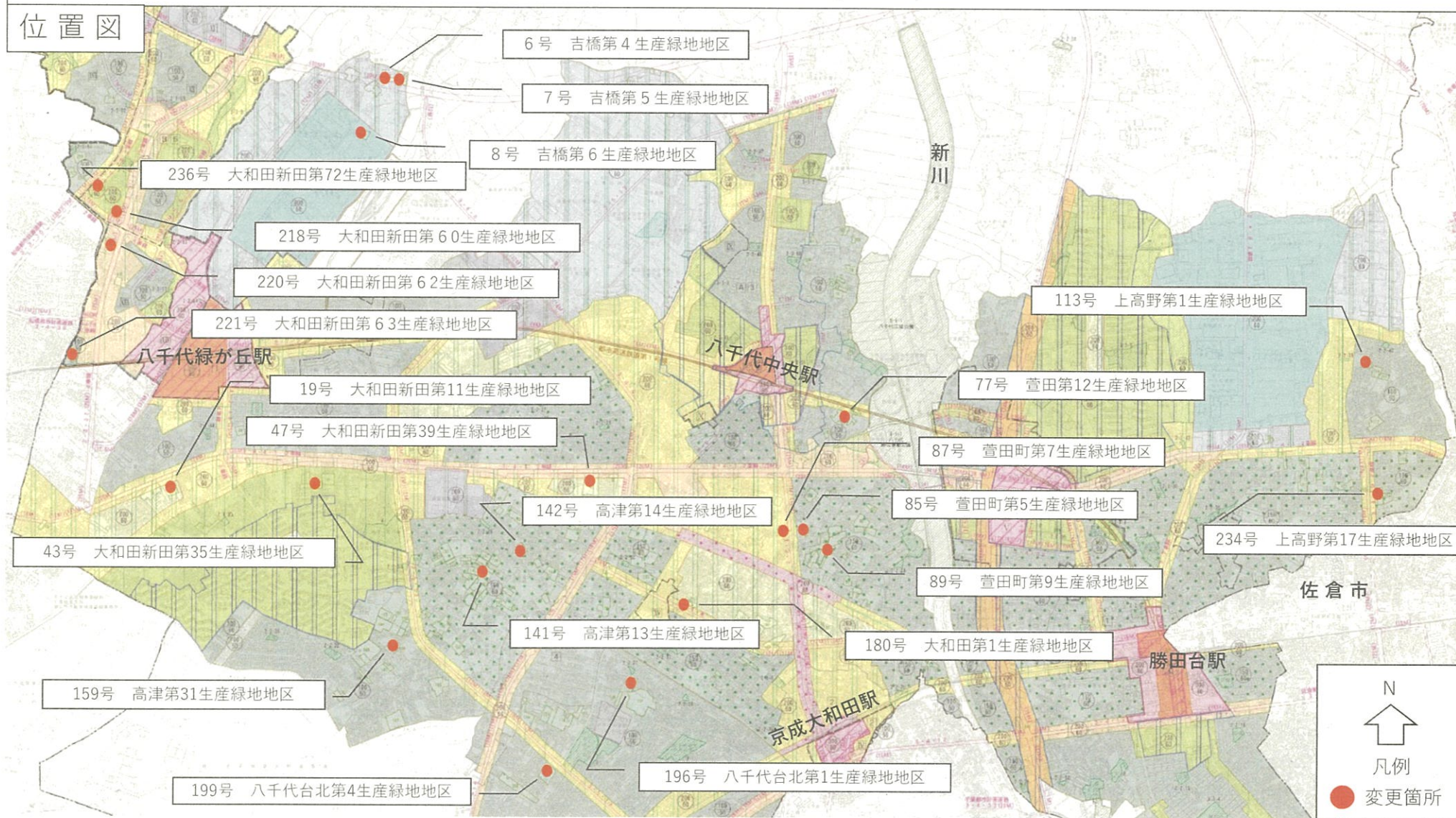
変更地区内訳

廃 止 10地区

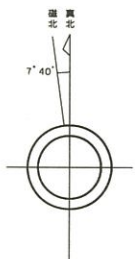
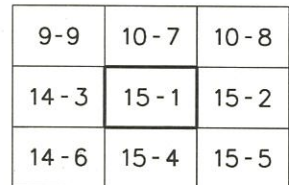
一部廃止 12地区

八千代都市計画生産緑地地区の変更について（八千代市決定）

位置図



15 - 1



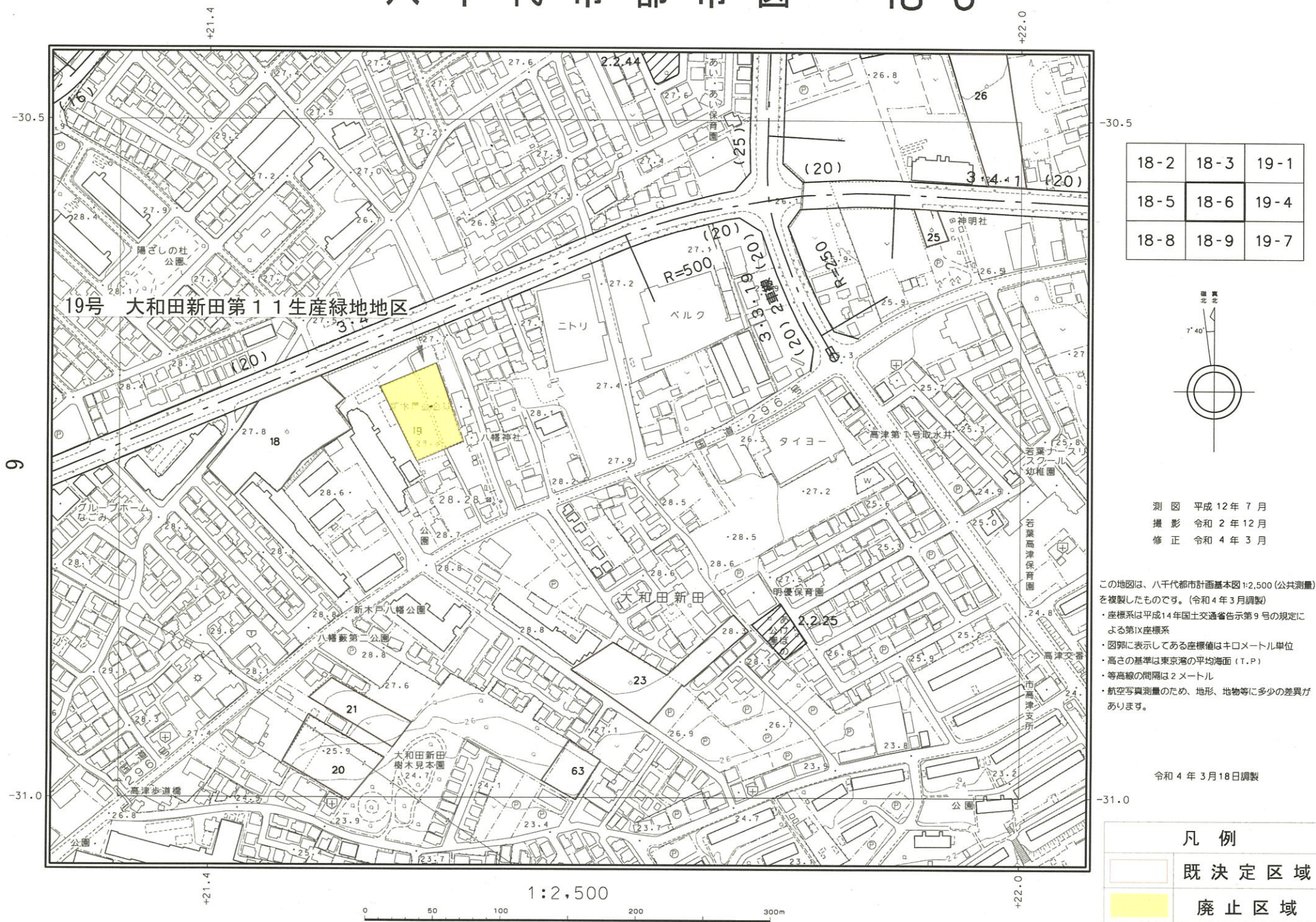
測 図 平成 12 年 7 月
撮 影 令和 2 年 12 月
修 正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)

- ・座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
- ・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
- ・高さの基準は東京湾の平均海面（T.P）
- ・等高線の間隔は2メートル
- ・航空写真測量的ため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和 4 年 3 月 18 日調製

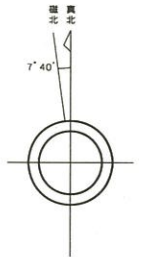
凡 例	
	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域



八千代市都市図 19-4



18-3	19-1	19-2
18-6	19-4	19-5
18-9	19-7	19-8



測図 平成 12 年 7 月
撮影 令和 2 年 12 月
修正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)
・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
・等高線の間隔は 2 メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和 4 年 3 月 18 日調製

凡 例	
	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域

19-6



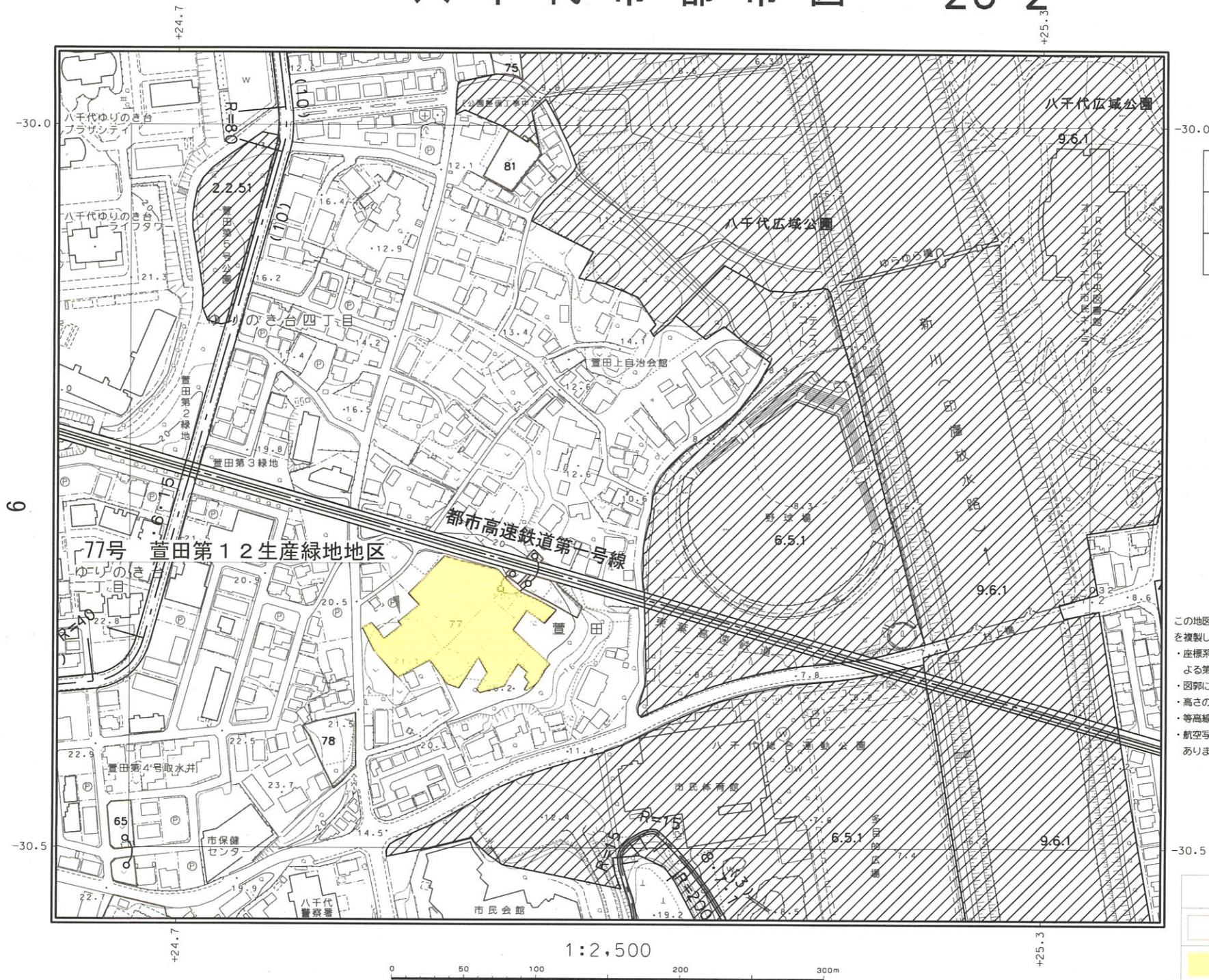
測 図 平成 12 年 7 月
撮 影 令和 2 年 12 月
修 正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)

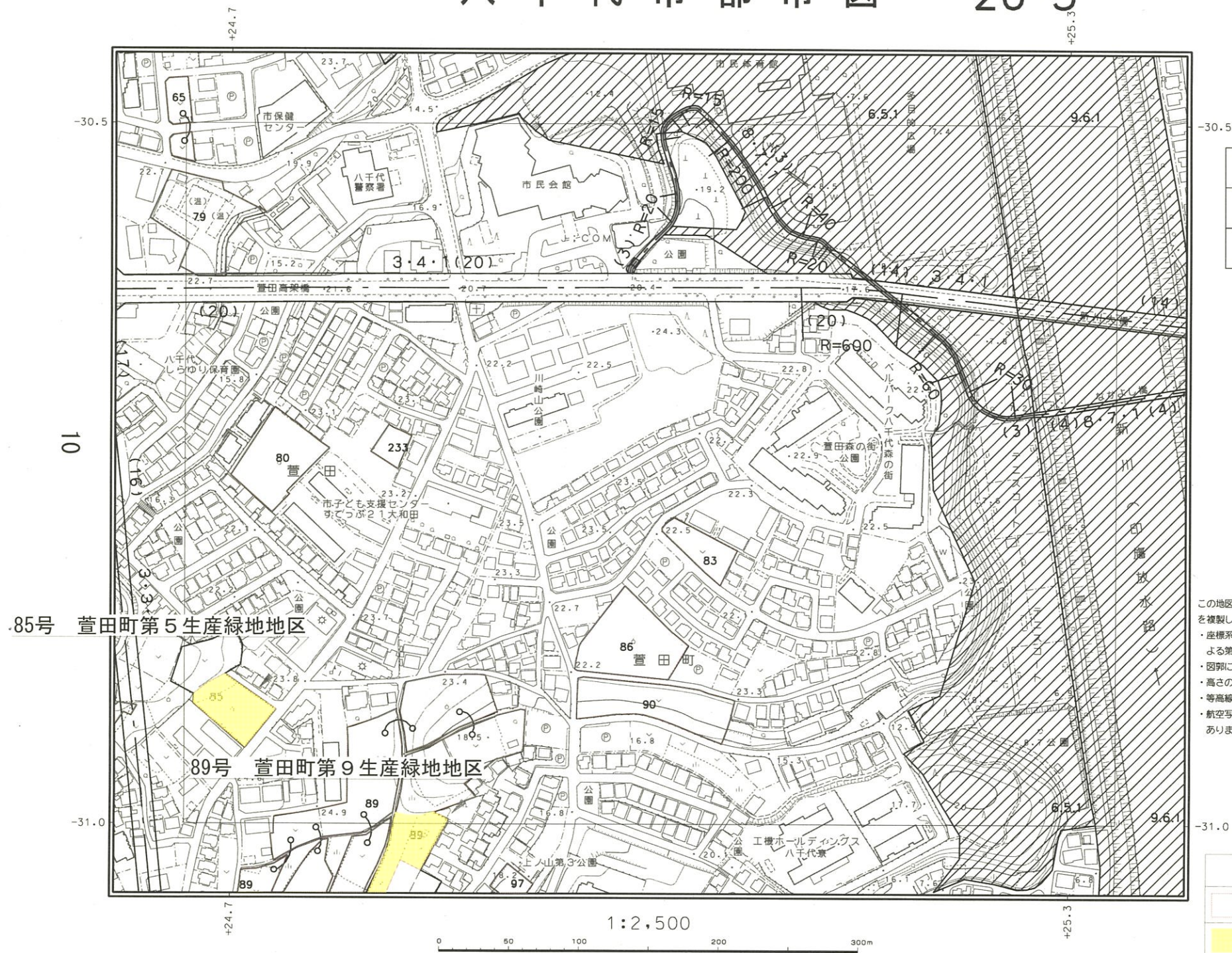
- ・ 座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
- ・ 図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
- ・ 高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P)
- ・ 等高線の間隔は 2 メートル
- ・ 航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和4年3月18日調製

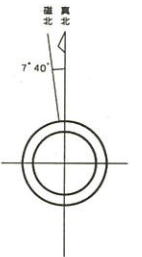
	凡 例
	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域



八千代市都市図 20-5



20-1	20-2	20-3
20-4	20-5	20-6
20-7	20-8	20-9



測図 平成12年7月
撮影 令和2年12月
修正 令和4年3月

この地図は、八千代都市計画基本図1:2,500(公共測量)を複製したものです。(令和4年3月調製)
・座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第19座標系
・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
・等高線の間隔は2メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和4年3月18日調製

凡例	
	既決定区域
	廃止区域

20-4



廢止區域

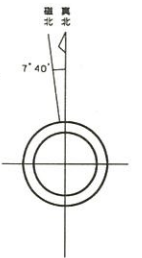
1:2,500

八千代市都市図 20-8

12



20-4	20-5	20-6
20-7	20-8	20-9
24-1	24-2	24-3



測図 平成12年7月
撮影 令和2年12月
修正 令和4年3月

この地図は、八千代都市計画基本図1:2,500(公共測量)を複製したものです。(令和4年3月調製)
・座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
・等高線の間隔は2メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和4年3月18日調製

凡例

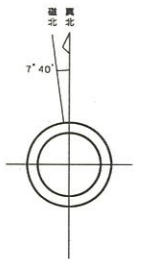
	既決定区域
	廃止区域

八千代市都市図 21-3

13



17-8	17-9	—
21-2	21-3	—
21-5	21-6	—



測図 平成 12 年 7 月
撮影 令和 2 年 12 月
修正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)

- ・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
- ・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
- ・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
- ・等高線の間隔は 2 メートル
- ・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

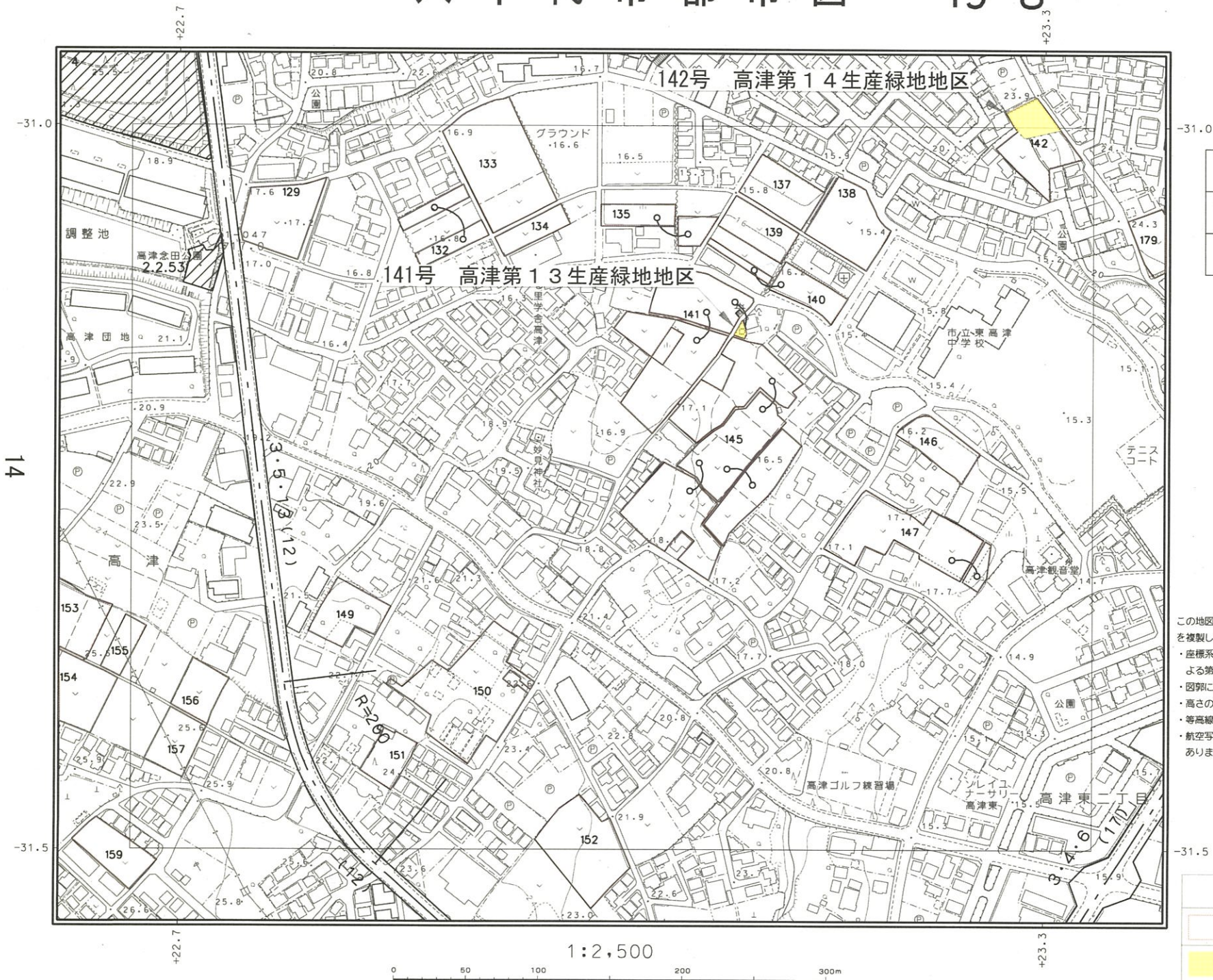
令和 4 年 3 月 18 日調製

凡 例

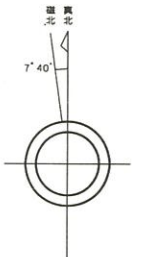
既 決 定 区 域

廃 止 区 域

八千代市都市図 19-8



19-4	19-5	19-6
19-7	19-8	19-9
23-1	23-2	23-3



測図 平成12年7月
撮影 令和2年12月
修正 令和4年3月

この地図は、八千代都市計画基本図1:2,500(公共測量)を複製したものです。(令和4年3月調製)
・座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
・等高線の間隔は2メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和4年3月18日調製

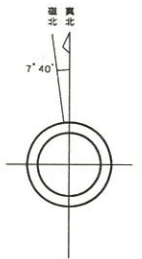
凡例

	既決定区域
	廃止区域

八千代市都市図 23-1



18-9	19-7	19-8
22-3	23-1	23-2
22-6	23-4	23-5



測図 平成12年7月
撮影 令和2年12月
修正 令和4年3月

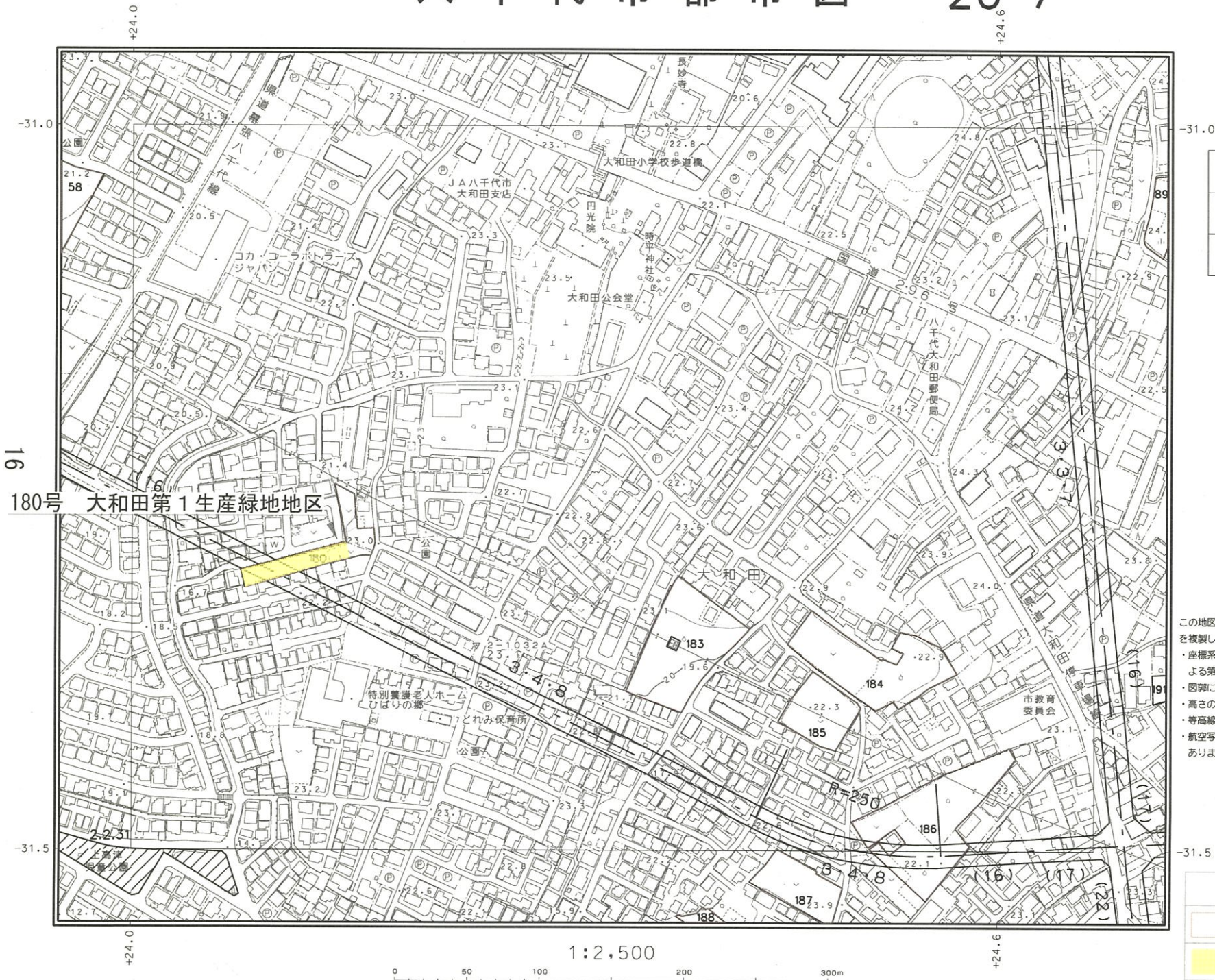
この地図は、八千代都市計画基本図1:2,500(公共測量)を複製したものです。(令和4年3月調製)

- ・座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
- ・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
- ・高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
- ・等高線の間隔は2メートル
- ・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

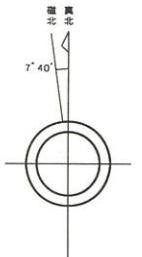
令和4年3月18日調製

凡例	
	既決定区域
	廃止区域

八千代市都市図 20-7



19-6	20-4	20-5
19-9	20-7	20-8
23-3	24-1	24-2



測図 平成 12 年 7 月
撮影 令和 2 年 12 月
修正 令和 4 年 3 月

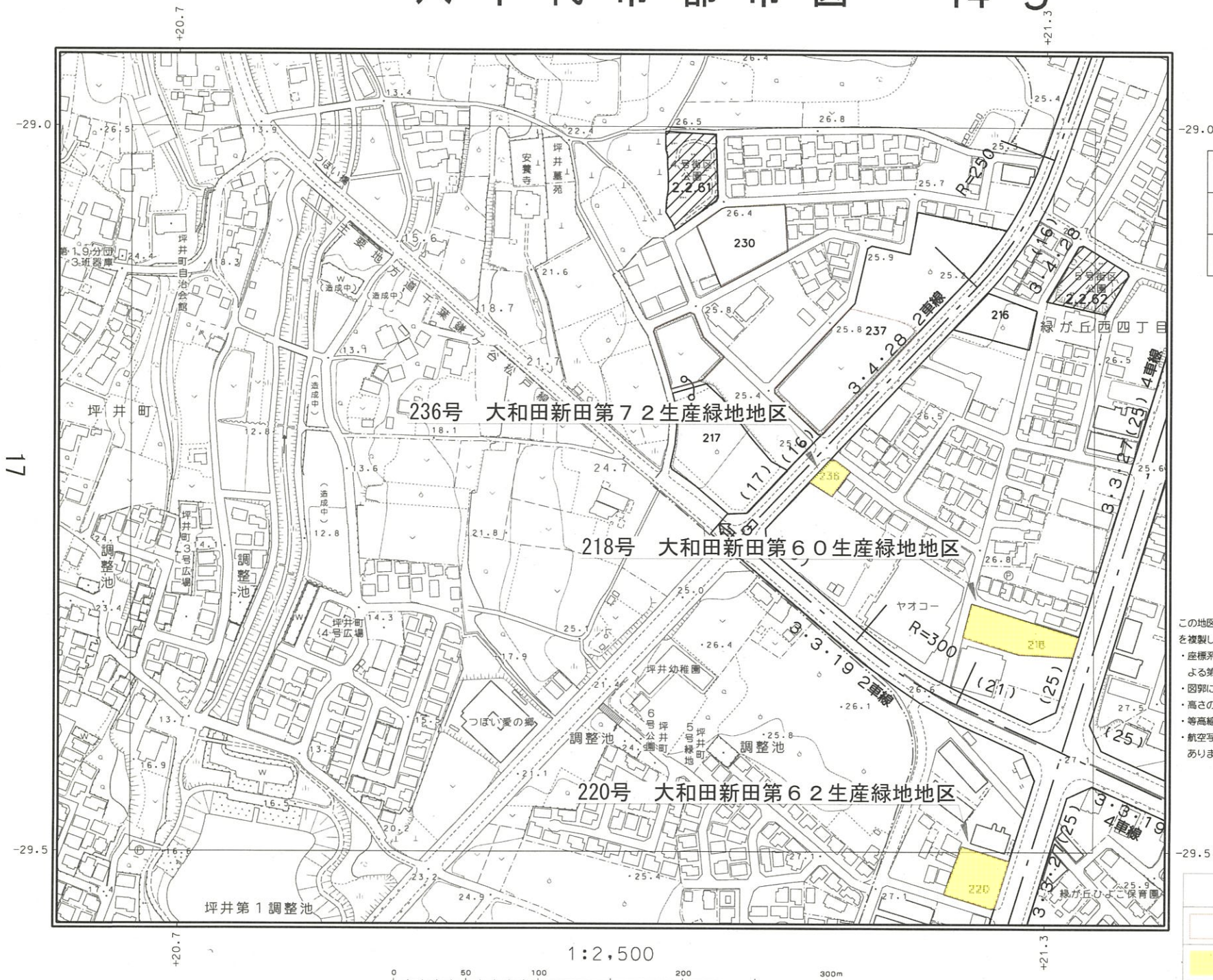
この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)
 ・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
 ・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
 ・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
 ・等高線の間隔は 2 メートル
 ・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和 4 年 3 月 18 日調製

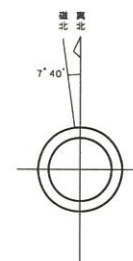
凡 例

	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域

八千代市都市図 14-5



—	14-2	14-3
—	14-5	14-6
—	14-8	14-9



測図 平成 12 年 7 月
撮影 令和 2 年 12 月
修正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)
・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
・図例に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
・等高線の間隔は 2 メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

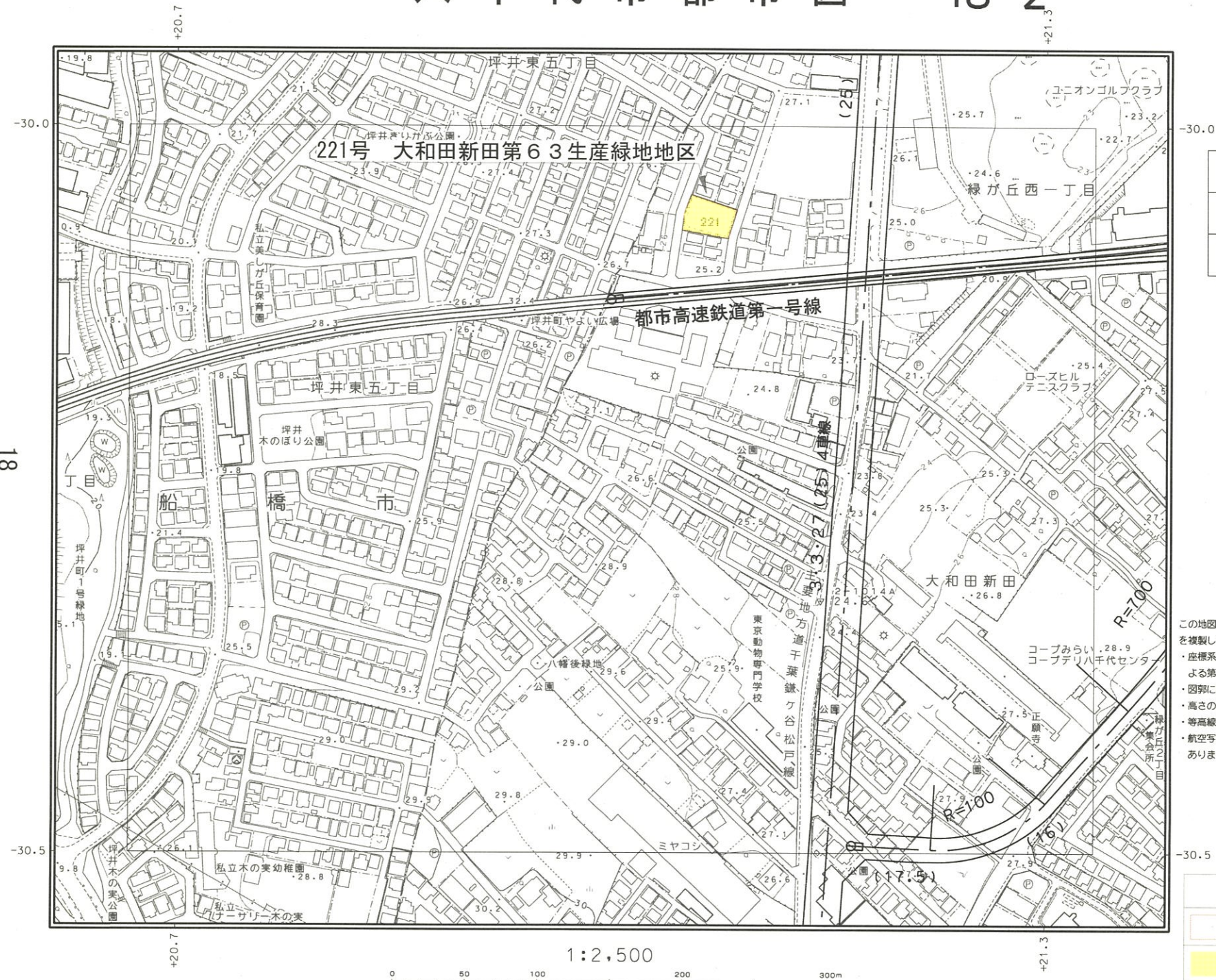
令和 4 年 3 月 18 日調製

凡 例	
	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域

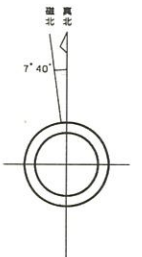
八千代市都市図

18-2

18



—	14-8	14-9
—	18-2	18-3
—	18-5	18-6



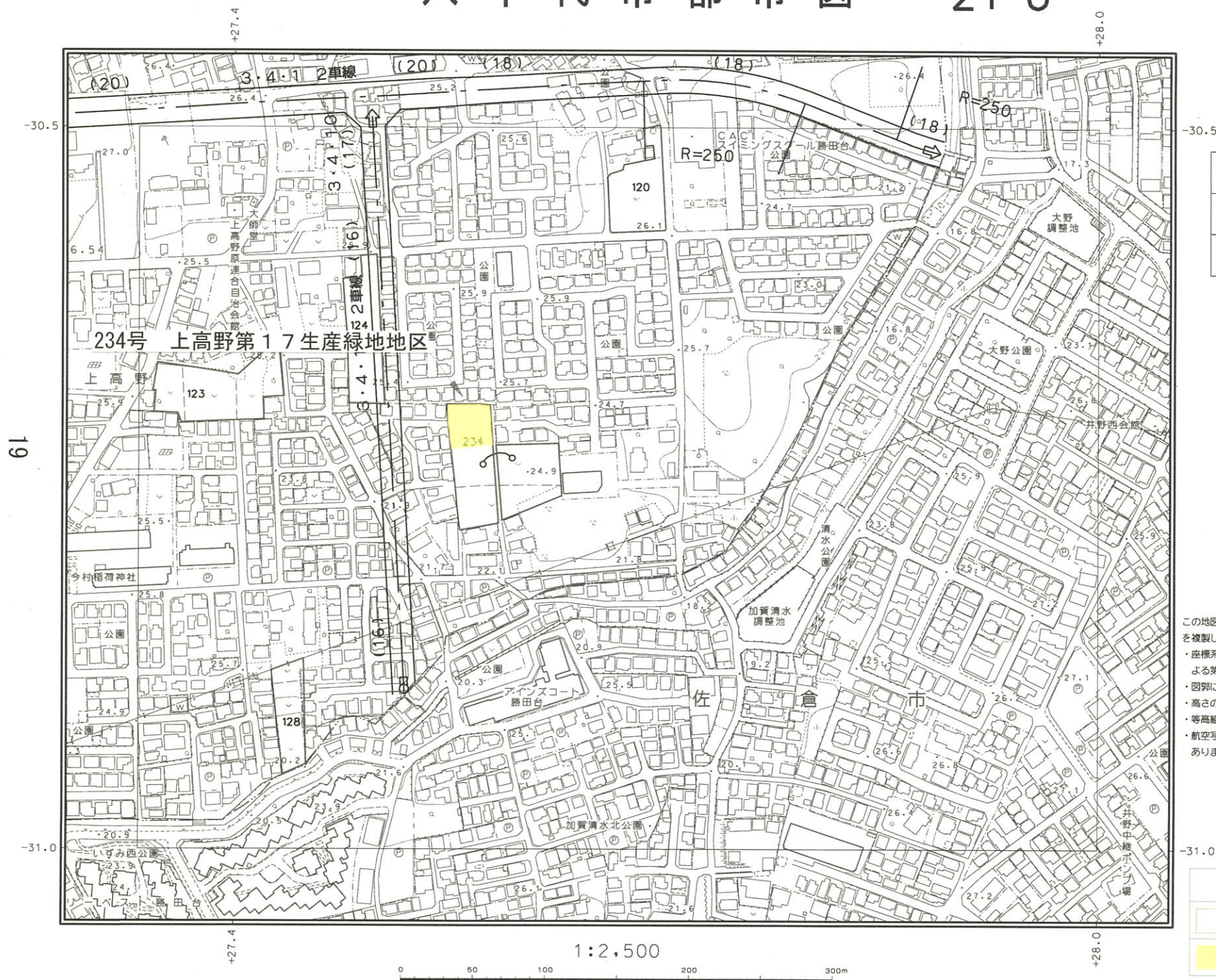
測図 平成 12 年 7 月
撮影 令和 2 年 12 月
修正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)
・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
・等高線の間隔は 2 メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

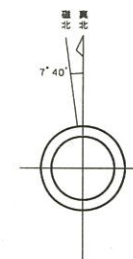
令和 4 年 3 月 18 日調製

凡例

	既決定区域
	廃止区域



21-2	21-3	—
21-5	21-6	—
21-8	—	—



測図 平成 12 年 7 月
撮影 令和 2 年 12 月
修正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)
・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
・等高線の間隔は 2 メートル
・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

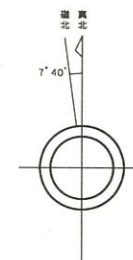
令和 4 年 3 月 18 日調製

凡 例

	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域



19-8	19-9	20-7
23-2	23-3	24-1
23-5	23-6	24-4



測図 平成 12 年 7 月
 撮影 令和 2 年 12 月
 修正 令和 4 年 3 月

この地図は、八千代都市計画基本図 1:2,500 (公共測量) を複製したものです。(令和 4 年 3 月調製)
 ・座標系は平成 14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 IX 座標系
 ・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
 ・高さの基準は東京湾の平均海面 (T.P.)
 ・等高線の間隔は 2 メートル
 ・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

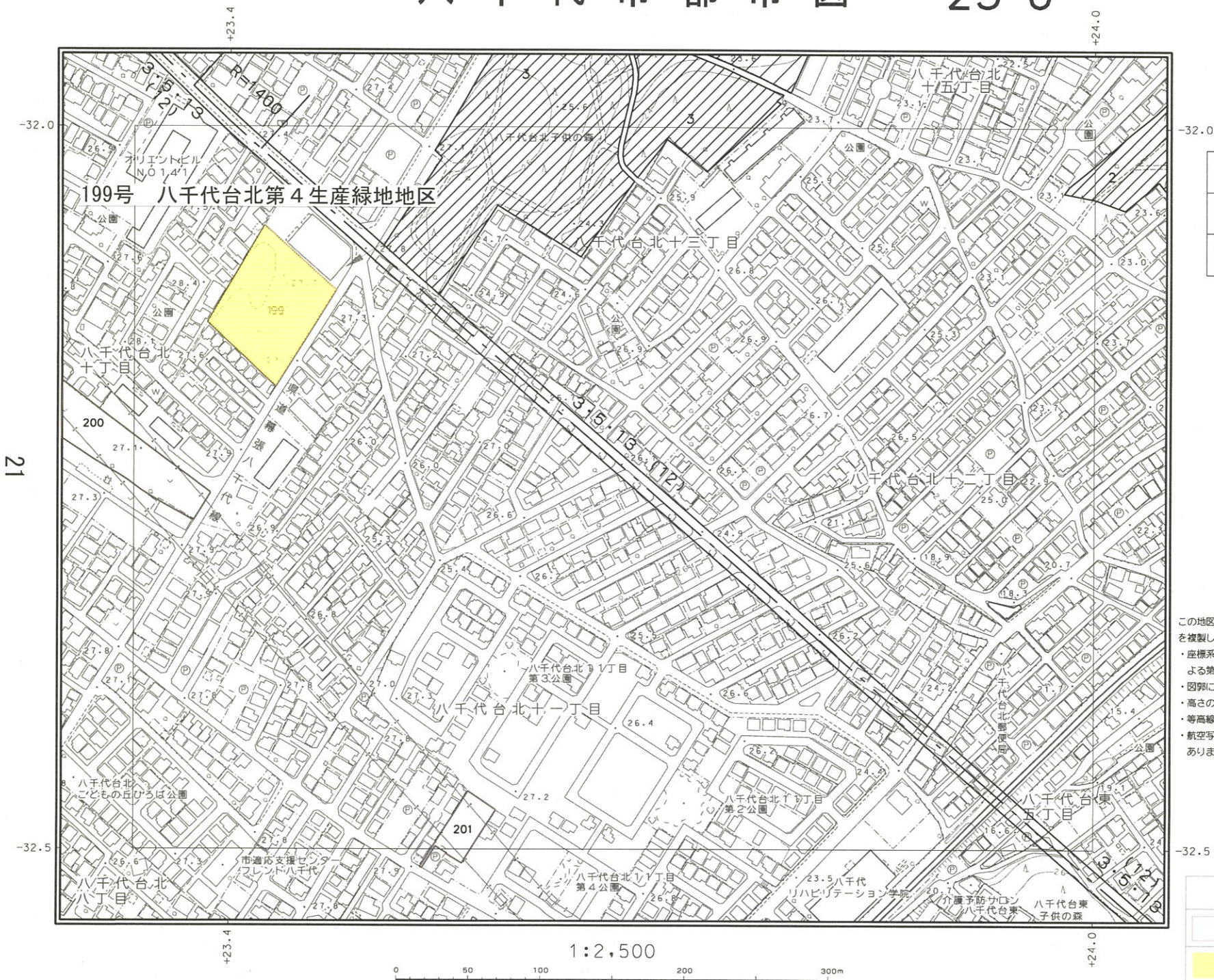
令和 4 年 3 月 18 日調製

凡例

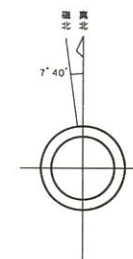
	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域

八千代市都市図

23-6



23-2	23-3	24-1
23-5	23-6	24-4
23-8	23-9	24-7



測図 平成12年7月
撮影 令和2年12月
修正 令和4年3月

この地図は、八千代都市計画基本図1:2,500(公共測量)を複製したものです。(令和4年3月調製)

- ・座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX座標系
- ・図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
- ・高さの基準は東京湾の平均海面(T.P.)
- ・等高線の間隔は2メートル
- ・航空写真測量のため、地形、地物等に多少の差異があります。

令和4年3月18日調製

凡例

	既決定区域
	廃止区域